

四日市市中小企業脱炭素経営支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が取り組む温室効果ガスの排出量算定、削減計画の策定及びS B T認定取得に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者による脱炭素経営の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) S B T パリ協定（平成28年条約第16号）で定める長期的な気温に関する目標（世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、摂氏1.5度高い水準までのものに制限することをいう。）と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標をいう。
- (3) 中小企業向けS B T認定 国際認定機関が、中小企業の設定するS B Tについて審査し国際的な基準に適合することを認定したものをいう。
- (4) 事業所 事業の用に供する建築物であつて、工場、事務所、店舗、その他の事業場をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、主たる事業所（国内における従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所をいう。）を市内に有し、かつ、市内において1年以上事業を営む次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 中小企業者（中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）又は小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）とする。
- (2) 本市に納税義務のある市税に滞納がないこと。
- (3) 事業所において行う事業が次のいずれにも該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業

イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

ウ 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める事業

(4) 次に掲げるいずれかに該当しないこと。

ア 次に掲げるいずれかの法人

(ア) 暴力団（四日市市市暴力団排除条例（平成 23 年四日市市市条例第 9 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

(イ) 当該法人の役員が暴力団員（四日市市市暴力団排除条例（平成 23 年四日市市市条例第 9 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

イ 次に掲げるいずれかの個人

(ア) 暴力団員である者

(イ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助対象事業者から除く。

(1) 発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超える会社並びに常時使用する従業員が 300 人を超える法人をいう。次号について同じ。）の所有に属しているもの。

(2) 発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属しているもの。

（補助対象事業）

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 現状把握及び計画策定事業 補助対象事業者が、市内事業所における温室効果ガスの排出量の算定、温室効果ガスの排出量を削減するための計画の策定を行う事業

(2) S B T 認定取得事業 補助対象事業者が、中小企業向け S B T 認定を取得する事業

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第 5 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表のとおりとし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費としない。

2 他団体からの助成金等の交付を受ける場合、当該助成金等を充当する経費については、補助対象経費に算入しないものとする。

3 第 8 条第 1 項の規定による交付決定がなされる前に着手した補助対象事業に要する経費については、補助対象経費とすることはできない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、補助限度額を上限とする。この場合において、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が乗じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、第4条に規定する事業に着手する前に四日市市中小企業脱炭素経営支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1事業者につき、補助対象事業の区分ごとに1回までとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う調査等により、予算の範囲内において、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、申請者に対して、四日市市中小企業脱炭素経営支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 申請者が、第4条第2号に掲げる事業において認定を取得すること。

(2) その他市長が必要と認める条件

3 市長は、第1項の規定により不交付となった申請者に対して、四日市市中小企業脱炭素経営支援事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(計画変更・中止・取下の承認申請)

第9条 前条第1項による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助対象事業を中止し、若しくは取下しようとする場合は、あらかじめ四日市市中小企業脱炭素経営支援事業費補助金変更（中止・取下）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 申請者は、第8条第2項第1号に規定する条件を成就できないことが明らかになったときは、直ちに第1項の変更（中止・取下）承認申請書を提出し、事業の取下を行わなければならない。

4 市長は、第1項の変更（中止・取下）承認申請書の提出があったときは、変更等の

内容を審査し、前条第1項の規定による決定を変更することができる。

(計画変更・中止・取下の決定)

第10条 市長は、前条第4項の規定により当該補助金の変更(中止・取下)を承認したときは、四日市市中小企業脱炭素経営支援事業費補助金変更(中止・取下)決定通知書(第5号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の中止又は取下の承認を受けたときを含む。)は、補助対象事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市中小企業脱炭素経営支援事業費補助金実績報告書(第6号様式)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 補助対象経費を外貨で支払った場合には、金融機関等の発行する支払った日の為替レートを証明する書類等を添付しなければならない。また、円貨に換算した場合に1円未満の端数が生じた場合には、領収書ごとに1円未満を切り捨てた金額を補助対象経費とする。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、四日市市中小企業脱炭素経営支援事業費補助金交付確定通知書(第7号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助決定者は、前条の規定により通知を受けたときは、速やかに四日市市中小企業脱炭素経営支援事業費補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認められるときは補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正手段により、補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途へ使用した場合
- (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したと認められる場合

(協力)

第 15 条 市長は、補助決定者に対し、市が進める地球温暖化対策に関する取組等について協力を求めることができる。

(書類の整備)

第 16 条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後 5 年間、保管しておかなければならない。

(補助金の評価)

第 17 条 市長は、補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

(環境部環境政策課)

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
現状把握及び 計画策定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援機関等へ支払う経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルタントに係る経費 ・ 診断及び分析に係る経費 ○ ソフトウェア等導入経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ システムソフトウェア導入に係る経費 	2分の1	40万円
S B T 認定取得事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラウドサービス利用に係る経費 ○ 中小企業向け S B T 認定取得の申請に係る経費 ○ その他市長が適当と認める経費 	2分の1	20万円